**道路照明灯設置基準**

１　目的

本基準は、道路照明灯の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、交通の安全に資することを目的とする。

２　適用範囲

　本基準は、横須賀市の道路法の道路及び市有地(道)に道路管理者が道路照明施設を整備する場合に適用する。

３　設置基準・設置場所

(１)　連続照明

ア　主として交通量が25,000台/日以上且つ以下(ア)から(ウ)を満たす場合に設置する。

　(ア)　歩道等の利用者が道路を横断するおそれがあり、自動車交通量および歩道等の利用者数の多い区間

　(イ)　車両が車線から逸脱するおそれがあり、自動車交通量の多い区間

　(ウ)　上記以外で連続照明を必要とする特別な状況にある区間

(２)　局部照明

　ア　以下(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場所は、原則として照明施設を設置する。

　(ア)　信号機の設置された交差点または横断歩道

　　・夜間点滅運用または押しボタン式の信号機を除く

　(イ)　長大な橋梁

　(ウ)　夜間の交通上特に危険な場所

　　・同一箇所で夜間の事故が多発している場所で、原因が、道路条件、交通条件に起因している場合。

　イ　以下の(ア)から(コ)のいずれかに該当する場所で、特に必要と認められる場合、照明施設を設置する。

　(ア)　交差点または横断歩道

　(イ)　道路の幅員構成が急激に変化する場所

　　・車線数が減少する場所(片側２車線以上の道路において車線数が減少する場所)

　　・車道幅員が急激に減少する場所(車線区分のない道路において急に幅員が狭くなる場所)

　　・路肩幅員が急激に減少する場所

　(ウ)　道路の線形が急激に変化する場所

　　・見通しが悪い屈曲部、屈折部

　　・平面線形の連続性が悪い場所(曲線半径が大きく変化する場所)

　　・縦断線形の連続性が悪い場所(縦断曲線が大きく変化する場所)

　　※このような場合は、警戒標識の設置を優先する。

　(エ)　橋梁

　(オ)　踏切

　　・踏切遮断器その他の保安設備が設置されていない踏切。

　(カ)　駅前広場等公共施設に接続する道路の部分

　　・交通需要が多くかつ必要と認められる場合に設置する。

　(キ)　乗合自動車停留施設

　　・バス停車帯且つ発着頻度が多い部分に設置する。

　(ク)　料金所広場

　(ケ)　休憩施設

　(コ)　上記以外で局部照明を必要とする特別な状況にある場所

(３)トンネル照明

　ア　トンネル等においては、入口部・出口部に設置する。

４　撤去

市は、道路環境等の変化により、道路照明灯の位置が３の規定に該当しないと認められた場合、道路照明灯を撤去することができる。

５　要望方法

要望は、関係住民等の代表者から「道路照明灯新設要望書（様式１）」と、周辺関係住民の同意を得ているこ

とを確認するため、併せて「交通安全施設工事要望書（様式2）」を提出すること。なお、私有地に道路照明灯を設置する場合、「土地所有者承諾書（様式3）」を提出が必要である。

６　要望後の市の対応

（１）要望書提出後、市で現地確認を行い、設置の可否を判断し、要望者へ回答する。

（２）市で設置することとした場合は、実施時期の検討を行う。

（３）道路照明灯の施工工事を行う。